

監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年7月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成24年6月26日（火）

2 監査の対象

建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計、簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計等それぞれの財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、平成23年度における地方公営企業法施行令等の改正により会計基準に関する事項等に変更が生じるため、その対応に遺漏のないよう準備をお願いする。特に、上下水道サービス課職員の人件費については、水道事業会計と下水道特別会計の負担割合を明確に出来るようお願いする。

また、水道事業会計、下水道事業特別会計等の使用料に係る未収金については、上下水道サービス課が設置されたことから、これまで以上に徴収体制の強化を図り、未収金の回収に努められたい。

更に、下水道事業特別会計の負担金、分担金については、昨年度も指摘したように土地の所有権移転や死亡等より発生する未収金の回収対策の強化に努められたい。

5 予算執行状況

上水道課、下水道課及び上下水道サービス課の予算執行状況は、別表1～6のとおりである。（別表省略）